



制度・業務

高等学校卒業程度認定試験の受験料補助



HP

中学卒業・高校中退の就職希望者に対して、文部科学省実施の高等学校卒業程度認定試験の受験料を補助しています。この試験に合格すると高校卒業と同等とみなされ、就職活動の幅が広がります。補助を希望する方は、試験の出願前にお問い合わせください。詳細は市HPをご覧ください。

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997

資格取得講座の受講費用を50～75%補助



HP

府では、就職をめざす方や、仕事に必要な資格を取得する方等に向け、資格取得講座の受講費用を50～75%補助する大阪府スキルアップ支援金の申請を受け付けています。

対象 雇用保険に加入していない期間が1年以上もしくは、雇用保険に加入してから1年未満の府内在住者等

☎ 大阪府スキルアップ支援金事務局 ☎ 06-6966-1030

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付



申請

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない方は、手続きにお越しくください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 7/7(日)・27(土)9:00～12:00

※予約優先制。

予約電話 ☎ 0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しくください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行います。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 都市まちづくり課 ☎ 892-0121

ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60cm以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60cm以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量のフェンスとすること

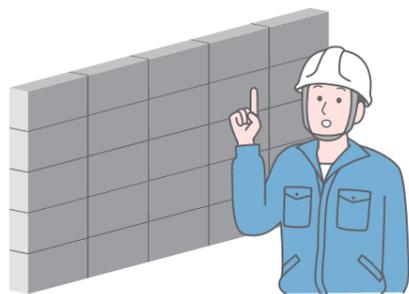
※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込・☎ 都市まちづくり課 ☎ 892-0121



木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 S56.5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

※着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度
工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度
工事費用の23%(上限40万円)

対象 次の要件全てを満たす方

▷S56.5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎ 892-0121

国外転出者のマイナンバーカード継続利用・申請



HP

国外転出前に手続きをすることで、転出後もマイナンバーカードを継続して利用することができます。また、現在国外転出のため日本に住民票がない日本人の方は、在外公館等でマイナンバーカードの申請ができます(H27.10/5以降に国外転出をしている方に限ります)。詳細はHPをご覧ください。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

児童扶養手当制度

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童(18歳になってから最初の3/31まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者に支給されます。

※婚姻等、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

受給要件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限等の要件があります。

定例払い 7/11(木)

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406

マイナンバーカードの訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅(住民登録地)に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。

日時 7/10(水)・22(月)10:00、14:00

対象 交野市に住民登録があり、病気や障がい等の理由により自身で外出することが難しく、初めてマイナンバーカードを申請する方

手続きに必要なもの 本人確認書類(顔写真あり書類1点または顔写真なし書類2点)、通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード(所有者のみ)

※通知カードおよび住民基本台帳カードは受付時に返納してください。

申込条件

①訪問先は交野市内であること。

②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。

③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人は法定代理人の同席が必要)。

④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。

⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。

⑥職員が自動車で訪問するため、無料の駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。

⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望する場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。

予約方法

希望日の3日前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル☎0570-048978(月～金曜日9:00～17:30 祝日・年末年始を除く)(先着順)予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施します。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

